

平成23年7月15日

人権教育課

人権と民主主義、教育と自治を守る高知県共闘会議の「人権に関する話し合いの申し入れについて」（2010年10月22日付）に対する回答

1. 「同和地区児童・生徒」というとらえ方について

<p>(1) 地域や人を区別する同和行政の特別措置法が失効し、一般行政に一本化されている現在、「同和地区児童・生徒」は、何を根拠に区別されているのか説明してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が平成13年度末をもって失効し、現在は地域や人を特定する捉え方はしていません。しかし、日本国憲法によって保障された基本的人権が、部落差別によって侵害されている、あるいはされるかもしれないと不安を感じている人々があります。その人々が住んでいる地域を指して「同和地区」あるいはそこに住んでいる児童生徒を「同和地区児童生徒」と表現しています。</p>
<p>(2) 現在の状況は、同和地区の関係者は法的・制度的に行政上存在しなくなったが、なお同和問題の課題がいくつか残っていることだと考えます。同和問題が残っているから、同和地区や関係者も存在するというのは、事実にも目を向けない本末転倒の観念的な発想だと考えますが、このとらえ方のどこが問題なのか説明してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>今日の社会においても同和問題が残っていること、そしてその差別問題に不安を感じて暮らしている人が存在していることから、現実の問題として行政はその点に留意して対応し取組んでいかなければならないと考えています。</p> <p>なお、同和問題が残っている具体としては、結婚差別の問題、インターネットにおける差別書き込みやそのやり取りが行われている現状、各地の差別事象の状況等があげられます。</p>

(3) 教育長は「個人を特定したとらえ方はしない」「現場の先生が（この生徒が関係者だと）人に話すのは良くない」「実態調査はやらない」と言いながら、今後も「教育行政としては使っていく」と答えています。教育行政として使わなければならない理由を聞かせてください。

また、使うのはどのような場合なのか、例を挙げて下さい。

(回答)

同和問題がなくなったわけではありません。差別は少なくなっているとはいえ、行政が何も対応しなくて良い時期はまだきていないと考えています。

したがって、行政として、同和問題の解消に向けた取組を進めるうえで、「同和地区」「同和地区児童生徒」というような表現は教育行政の中でも必要に応じて使うことがあります。

(4) 行政が勝手に「同和」をつけて捉えることは人権侵害だと考えますが、行政のお考えをお聞かせ下さい。

(回答)

地域や人を特定するための表現として使用するものではないので、人権侵害だとは考えていません。

2. 児童・生徒の言動を「差別事象」として取り扱うことについて

(1) 中澤教育長は「教育課題として取り扱うのは当然のこと」「子どもに誤解のないように教えるのは難しい」と答えています。これは私たちの見解と一致するものです。松原高知市教育長は09年6月の議会答弁で、児童生徒が賤称語を使う理由を「相手を攻撃したりやっつける場合や、教師の指導に反発する場合」と説明しています。このことから分かるように、賤称語が使われていても、「差別事象」ではありません。不適切な発言として指導する教育課題です。その言葉を使った子どもも「差別者」ではありません。なぜ当たり前の教育的対応ではいけないのか、説明してください。

(回答)

児童生徒の差別発言については、たとえ、それがささいな言葉（言動）であっても、それが他者の人権を侵害する行為である以上、「差別事象」ととらえることに何ら問題はないと考えています。

児童生徒の言動は、教育課題として対応する必要があると考えます。子どもが賤称語を使う背景には、周りの大人の影響もあり、場合によっては家庭や地域社会への働きかけが必要となる等、それぞれのケースに応じて、学校が主体的に判断し、差別をなくしていこうとする態度や実践力を身に付けることができるよう、学校長以下、関係者の主体的な取組が進められる必要があります。

県教育委員会としては、発言した子どもを差別者とは考えておらず、学校が教育的対応をきちんと行うことができるよう、指導・助言を行っていきます。

(2) 中澤教育長は「教育問題として捉えることは大切、しかしそれだけでよいのか。統計を取らなくて良いのか」と疑問を提起しています。しかし、これには次のような問題があります。

① 教えたら使うのは当たり前であり、その言動を統計に取る必要性、意義があるとは思いません。なぜなら、この十数年間、多少の数字の変動があっても、ほぼ同じような集計が繰り返されているからです。統計を取ることで変わったこと、前進したことがあれば示して下さい。

(回答)

統計を取り、その結果から指導の在り方について考えていく実践を繰り返す中で、県教育委員会に集約される差別事象の件数が減少しつつあることを考えた時、学校における人権尊重の意識は以前より高まりつつあると考えています。

数年前に数多くの差別事象が報告された市町村では、校長会において事例を報告し、それを受け各学校長は自校の類似の課題を見つめ直すことへとつなげています。例えば、他者への乱暴な言葉づかいの有無のチェックや、人権学習の在り方を見つめ直す機会にしています。

② 統計を取ることと、社会的事件と一緒に「差別事象」として公表することは別問題だと考えます。教育長は「成長発達過程にある者と大人を同列に扱うのは確かに問題」と答えています。社会的事件と別扱いすることは何がどのように問題なのか、説明してください。

(回答)

児童生徒の「差別事象」については、教育的配慮が行われており、大人と同列の扱いにはなっていません。

また、「差別事象」については、人権課の方に要請があった際に、個別に情報提供を行っています。

3. 「差別事象」として公表することの根拠に関して

公表の根拠は『高知県人権尊重の社会づくり条例』の第2条2項「知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする」という規定をあげています。そのことに関して、次のことをおたずねします。

(1) これは社会的な出来事・県民の実態のことであり、少なくとも義務教育期の子どもを含むものではないと考えますが、見解を聞かせてください。

(回答)

義務教育期の児童生徒は、「社会的な出来事・県民」の中には入らないとのご指摘ですが、県教育委員会は、幼い子どもも県民の一人として考えています。

(2) 毎年集約・公表されている「差別事象一覧表」は、ほとんどが同和問題となっています。当然のことながら、県内の人権課題は同和問題だけではないはずですが、他の人権課題はないということですか。現場では障害者差別につながるような言動がむしろ多いとの声がありますが、他の人権課題を集約していない理由は何ですか。

(回答)

県教育委員会は、市町村教育委員会にお願いし、差別事象の概要を報告してもらっています。したがって、県教委としては報告を受けたもののうち同和問題について人権課に報告しており、他の人権課題も報告があったものについては、県教育委員会で集約しています。

同和問題に限って集約しているということはありません。

4. 人権教育の内容を7課題中心に取り扱うことについて

教育長も私たちに対して「ある面おっしゃる通り」と認めて、「人権課題は7課題だけではない」と発言しています。心の教育センターが集約している「人権教育実践概要」の7課題のマス目とそれ以外のもの、学校独自のものという区分けは何ら根拠のないものであり、次のような問題点を持っています。

- ①人権課題は7課題が中心であるかのような誤解と偏見を生む
- ②児童・生徒が直面している人権課題が軽視されているような印象を与え、人権は他人の差別の問題（中でも同和問題が大切）という人権意識の矮小化やゆがみを生じる。これでは自らが人権の主体であるという認識や幸福追求権、生存権、自由権などの権利意識は軽視されてしまう。
- ③人権に序列や軽重、区別をつけるかの如き誤解を与えるこの「実践概要」が、言われるような実践交流や資料を目的とするものであるならば、それぞれの学校が取り組んだ内容を書けばよいはずで、改めて、なぜ学校の取り組みを書くという様式にできないのか、それではどのような不都合があるのかを説明して下さい。「書くことが負担という声もある」などという不見識な理由は成り立ちません。

(回答)

県民に身近な7つの人権課題は、国際連合の「人権教育のための国連10年」の行動計画を受け日本政府が策定した、「人権教育のための10年」国内行動計画に基づき、県の行動計画、条例や基本方針・教育方針にあげられているものです。

しかしながら、人権課題はこれ以外にも存在すると考えられ、学校における取組も7つの課題に限定されたものではありません。そのため、1月から2月に実施されます「人権教育主任研修会」で実践交流の資料として活用する「人権教育実践概要」においても、その他の人権課題や学校独自の取組について記入することができる欄を設け、学校の主体的な取組を紹介できるように配慮しています。

7つの人権課題、「人権教育実践概要」については、これまでも何度か話し合いの俎上にあがりましたが、その都度工夫・改善に努めております。

例1：「自由記述欄を設けよ」→自由記述欄を設ける・「その他」は人権課題に軽重を付けている。→国の記述に合わせて「その他の人権課題」とする。

例2：平成21年度「県民に身近な7つの人権課題の位置づけ（指導の場）」

例3：平成22年度では、「人権学習（指導した人権学習）」。次の項目も、「上記以外の人権学習及び学校独自の取組」としています。

「人権教育実践概要」は、研修会における実践交流の大切な資料の一つであり、各グループにおける実践交流を充実したものにするために、記載をお願いしております。

また、人権教育主任の職務遂行上の責務から実践については教科・領域、その他の時間等で実践されたことや、学校独自の取組などについて記入してもらっています。

5. 教育長との話し合いの場における教員の排除について

過去の経緯から言っても、開かれた県政の推進の面からも、話し合いの場への教員排除は納得できません。教員を教育行政の手足として捉える考え方は、法の上からも不当であるし、組合役員の活動に対する干渉・介入は許されません。人権共闘会議結成以来35年間、何の問題もなかった従来通りの対応を取るよう教育長へ意見反映をしてください。

(回答)

教職員組合は、教職員で構成されており、教職員の任命権者は教育長です。

また教職員の専従の承認についても教育長が判断しており、勤務条件に係る話し合いについては、行う必要があると考えています。

団体からの申し入れに対して、話し合いを行うか否かの判断については、県教育委員会側の任意判断事項であり、同様に、教育長が誰と会うのかについても教育長の任意判断事項と考えられることから、教育長の責任において判断することになります。